

研究所報

No. 9

発行所 社
彌高神
平田篤胤佐藤信淵研究所
秋田市千秋公園1-16
電話 0188-32-4496

神代系図考

齊藤壽胤

神道における神々の系図という研究は必ずしも多くはないように思われる。この系図をたどることは近世にも試みたものもあるようだが、寡聞にしてその多くの事例を知らない。地方国学者の系統をひく者の中では神代の系譜ともいい、古典に照らして神々の裔をたどり系図上にしたものが見られるがそれも大方の目に触れることは少ない。その中で平田篤胤は「神代系図」を起こし、やがて版本としても上梓しているから、広く知られてきた。そこでこの「神代系図」の成立に触れながら、篤胤の古道学にとってどのような意味合いがあったものかを、幸い草稿本が伝わっているのを、それらを通して考えてみたい。

普通、この神代の系図をものすることは、神世ながらの系譜を明確にすることで、または神話の理解を輔翼するために、一々に神統譜を辿るということの必要性を見い出すものといえよう。それが一般には、神代とも称されるもので、特に古事記日本書紀などによる神々の事跡とともに、その系譜は神代研究でも大事なひとつとされるものである。近代でも神代の系図は「大日本神名辞書」(大正元年・相杜吉次著)に、神名の解釈とともに巻末付録として、その神代系図並びに皇室系譜の記載がみられる。神々の名跡を知るには、系譜も理解に必要とい

目次

神代系図考	齊藤 壽胤
毎朝神拝詞記の祭神の異同について	辰 守弘
平田大人門弟家の由緒消息	澁谷 鑑五郎
幕末期秋田平田塾で学んだ小池沢亀(武雄出身)のこと	吉野 千代次
篤胤の禁厭	
研究所記事	

18 17 17 9 6 1

うことになる。この場合、神代とは勿論神々の時代を意味し、それは古事記上巻及び日本書紀卷一・卷二等にまとめられた天地開闢より鵜草茅葺不命の神話までに基づく、神々の事跡を記した神代のことというものである。従って、この神々の系譜を綴ったのが「神代系図」ということになる。篤胤の場合、果たしてこれらと同様な意でそれらを綴っていったのだろうか。

篤胤の「神代系図」は、文化十年奥付「靈能真柱」に付録された「菅能屋先生著述書目」に依れば

古史神代系図 掛軸一枚石摺追刻

とあるのが初見で、掛軸というように一枚に系図を書いたものであった。そして「大磐君御一代略記」では、それより後に上木したことが窺える。文化十三年の条に

古史系図上帖刻成る

とあるのがそれで、「古史」というのは文化八年師走に駿河の府中柴崎直古の家にて起草し、後に改題した「古史成文」をさすもので、その上で系図を認め、文化十三年の段階では上巻を上梓したものであろうことが解る。やがて、文政元年の「古史徴」第一巻末に付載して、さらにこれを位置付けていった。「古史徴」では「古史系図上下二帖」としている。この「古史系図」は、即ち「神代系図」であるが、天保五年の序文がある「大磐平先生著撰書目」に改題を付した目録にもまた

神代系図掛軸 一幅

古史系図 二帖

この系図は、古史の神代より、推古天皇の御世までの系図を。正史実録に正し著せるにて。俗間にある系図とは甚く異なり。

とある。その後にも、刊本付録としてたびたび収載されてきた目録では「神代系図折本」として単独でも刊行されてきた。

このようにみていくと、文化八年の末に成稿となった「古史成文」「古史或問（後に『古史徴』と改題）」の後に、先ず「神代系図掛軸」が出され、文化十二年に改めて神代系図を成稿させたと考えられよう。ところが、神代系図掛軸についていえば些か矛盾する点がある。上梓の年代は不明であるが、「神代系図折本」として発行された巻末に付された書肆発行目録に依れば、「神代系図掛軸未刻一幅」とあるのは如何したものであろうか。恐らくこの時点で再版が未刻ということだろうと解釈せざる得まいと思われる。また、「神代系図」そのものについて、上下二巻とするべきであつたらしく、確かに上巻にあたる神代部はその後も刊行されてはきたが、下巻にあたる部分は今日に伝わらないのである。それはまた、神武天皇以下の系図は未刻未刊行で終わつたと考えられる。

「神代系図」の成稿については、その草稿本が存するのを披見しても、文化十二年であることは疑いがない。この「神代系図」草稿本と、「古史徴」に付載された「神代系図」と、さらに折本による「神代系図」とを比較してみると、少しく異同がみられる。

篤胤による「神代系図」を考える時、「古史徴」第一巻の付録としたことは、神代の系図をものする意図が「古史徴」とともに重大な意義をもつものであるとしてよい。「古史徴」はいうまでもなく「古史成文」の証文として書かれもので、「上代の事実元は一ツなるべき事の、三ツ四ツにも記し伝へて、初学の徒などは、何れにして随従すべきを知らず、純粹の古伝を知ること能はざることを憂ひて、古史を撰びたるに就て、その撰定めたる所以を、一段ごとに具に論じ明めたる書なるが、その第一の巻は、春夏秋冬に分けて四巻なるを開題記と名付け」た、という如くである。これに付載したことは古史を学ぶものの必見書であり、それは篤胤独自の古史を撰定したものによる神々の系図であることが解る。「古史徴」の奥付をみると、第一巻の冬の巻では文政二年五月とあり、それに「古史徴一之巻附録神代系図」として続けられているが、付載されたこの系図の後書として篤胤自ら述べるところ

この外に古史系図と題書せるが二帖あり、其には神代より、推古天皇までを委しく記せば、此にはただ、この神代巻を讀まむ人の為に神代の系のみ、大凡の目標に記したるなり。

平篤胤謹記

文政元戊寅年六月

というものであるから、実に淡々とした説明のみである。これについては草稿本、折本ともに無い記述である。

改めていうまでもなく「古史徴」は「古史成文」を解説して成立したものである。「古史徴」版本の辞には文政元年十一月の山崎篤利の序があり、続けて新庄道雄が文政二年四月に記すとして「古史徴のそえごと」が載せられている。これによると、篤胤の古史稿本の経緯と文化九年正月元日の完成までのいきさつが知られるものである。成稿より上梓までには多少の月日がかかったことは否めない。篤胤の当時の経済状況からしても、篤利との関わりがなければ、それを成し遂げることができなかつたものであつた。それよりも「古史徴」は文化八年の十二月に門人柴崎直古宅で、短時間のうちに実に精魂を込めて成稿し遂げており、「古史徴」の「神代系図」の後文には、直古が願って載せたとする、篤胤が自ら撰して神前に祈願した祝詞という「撰古史之時祈願神等詞」も付してある。この祝詞からは、「篤胤伊。怯久劣在杵母賀茂真淵。平宣長等我。古学仁志在斯導爾依豆。神世能御典乎誦窺比低天地乃初発余利。世間題事乃有能悉。神等乃御所為仁。洩流流事無久脱留事無久。恩頼乎蒙利豆在琉縁由袁。多斯爾窺奉里。高天原仁事始給比之天皇御祖廻大神乃御子命能彌繼繼爾。万千秋乃長秋仁。現御神登。大八島国所知看志豆。安国登平祁久。天下能公民乎。惠美賜比撫賜布。大道廻義理乃本根袁良。畏美畏美毛窺比得豆。頂爾尊美辱那美抵在平。」というように、宿願の思いであつたことと、その熱意は如何ばかりとしたことを窺うことが可能である。この祝詞にはさらに、昼夜を別たずしても書き記し終えたいこと、明るき清き誠の心を持って、その志す所為を守護されんことを祈り、それに対して「然而今始牟留所業廻。神等乃御心仁違比豆。罪犯在倍久波。忽然尔篤胤我身平腦万世。臥志令止給閉登白須。如此字氣比言白之豆。勤牟日間

仁。事為佐勢給波婆。畏在杆。神等乃御心。相宇豆那比給閉利登思定米。」と、篤胤が誠意をもって成し遂げることができなければ、神罰すらも与え給えと熱禱しているのだからして、この研究に対する態度が徒ならぬものであることを吐露している。それがやはり「神代系図」をも大きく左右していると思量される。

さて、折本の後文では

阿波礼、上ノ件古キ書等尔所見給へる社々尔坐須。官知未官知の天津神国津神等の御霊此ノ系図を斎き奉り読奉らむ人々。古へ学為む人々の家の神床尔。悉神集ひ給ひ。平うけく安うけく神留坐て。神魯岐神魯美ノ命の御言以て。高天原尔始、給ひし事を。神奈我良も所知食て。荒び給ひ健び給ひ祟給ふ事无く。過犯す事の有らむ平ば。兄直し聞き直し給ひて。各々掌分坐御功業の髓尔。大稜威を幸へ給ひ。大御霊を幸給ひて。枉事せず。障事无く滞事无く。大神等の御伝へを次々考へ令明給ひ彌益々尔大神の道乎令榮給ひて。治れる御世の祥を比本高く。其ノ社々尔掌しめ給と。日尔異尔禱り祝き奉る事の由を。大八島国六十余六の国々。島々。郡々。郷々村々。坊々に鎮座坐す。天津神国津神八百万の神の悉漏る事无く落る事无く聞食し給ひて。恵給ひ憐み給ひ。幸へ給ひ守り給ひ

と畏み畏みも申しつつ。先如此の考へ記し奉る時は。

平篤胤（花押）

文化十二年と云う年の九月

というものである。これらからして「神代系図」が、単に篤胤の古史理解のためのものばかりではなく、多分に神祇奉戴のためになされるものが強調されるのである。しかも篤胤の成した古史に添った神々ということになるのか。折本に依る「神代系図」がどれだけ普及したかは知れないが、恐らく衆所に広く流布されたものとみてよいであろうことからして、「神代系図」そのものも単独で普及されるに至ることを知る由とする。そこに神代の系図の行方が些かみえてくるのである。

篤胤の「神代系図」は「古史成文」の神代巻に載せたる神を系図にしたものであるから、必然的に「成文」の独創性からしてもその神統

譜は独自のものといわざる得ない。「著撰目録」が述べているように「俗間に在る系図とは甚く異なり」という如くの解説は、既に免れ得ないことである。ここに、これらの賛否を問うのではなく、この独自の系図をどのような篤胤古道学にあたらしめたものであるかを考えることは、極めて根源的な思想に帰着するものであると予想される。「古史徴」に付載された系図中にはみえないが、折本には延喜式内社の神々においても、「官に所知給はぬ神は。なほ甚多尔坐しけり。其ノ中に考へ得たる限りは。子が著、せる古史伝を始め。余の書等尔も記し奉りて在れども。其は八百万が中の一ッなるべきを。」というものであったり、「皇産霊大神之御末系」をひとつの系譜として独立的に掲載したりすることが、端的に篤胤の思想を示している。系図中の最後には、「古史成文ノ神代ノ巻尔載たる神の。此系図尔記がたきを集めて此所尔記す。」として二五神の神々の名を列記しているのも独創的で興味深い。これは、畢竟

古史成文

古史徴 同解題記

古史伝

と相関して統一性上の「神代系図」として位置付けられることになる。

篤胤の著書が天覧されたことは世に知られたことだが、「御一代略記」にはその献上の著述書類として、古史成文・古史徴・古史徴解題記・神代御系図・霊能真柱・古史伝抄写数巻と記されている。献上された著者が、篤胤にとつて最も根幹となる研究書でもあり、思惟の顯れたものとして、これらは統べて相関関係をもつものであるといえる。既に山田孝雄も「霊能真柱」も含めて一連の古史研究書と連関していることを指摘するように、やはりその内容に照らしても、篤胤の古道学の中心であるといつてよい。従って、この中に含められた意味からも、「神代系図」は単なる系図とはいえなくなるのである。

「神代系図」の折本には平田鐵胤の後文がある。それには「わが古学は。諸ノの根本なる事は。今更に云うべくも非ざれど。其中に神の御系を弁ふる事なむ。旨とある業なりける。」「此を小き折本となし。常

は更なり。道の往返にも。身を放たず懐にして。拝し読む物をと。」して、其の趣意の概要と経緯を安政二年の奥付きによって記している。草稿本の「神代系図」では鑑胤の文はみえないが、草稿本は別に諸氏の手へ渡つたらしく、少なくとも五人によってそれぞれの経緯が詳しく記された文が付けられている。

この草稿本では鑑胤真筆の「神代系図」の後文に次々に添付していった書と共に一巻の卷子装にされている。後に付けられた文の最初が明治十三年とする、鑑胤の孫である胤雄の識見を記したものである。次には東将胤に依つて経緯が延々と書き連ねられている。鑑胤の「吾が学の兄石井篤任ぬしに。こは吾が御霊と思ひて。永き世に斎けよとて。給へりしこれの書なるを。」と受け止めて、この神代系図の草稿を授かつたというものである。そして将胤は「吾れまた。大人命の御霊と斎ひ奉り。吾が子忠胤が生立先の。守りとして斎ひ奉らむ。吾が後は。子等。孫等に伝へて厳に秘め持たせむもの」として、篤任から承く譲られたことを述べている。ここでは、篤任も将胤もいずれもこの「神代系図」草稿本を鑑胤の御霊として祀るもので、将胤は子孫にも伝えて祭祀することを詞書しているのである。安政三年の紀年銘がみえている。次に明治二十三年に曾孫平春胤と署名された文が短くあり、将胤の死去により小野村胤信に渡つたことと、これらが悉く因縁のある十七日に因むことを但し書きするものである。そして、次には角田忠行が明治二十八年に書き付けをしている。冒頭に

これの神代御系図はしも我が気吹舎の平田大人の御心をばして撰び給ひ記し給ひてその御霊をも留め給ひし珍宝書にありけり

というものである。最後の文は、これらいきさつを全てまとめて、さらにこの胤信なる者に渡つたことが詳しく述べられている。記載年は明治二十二年とあり、卷子装にする時にこのような先後した並べ方をしたものであろう。胤信もまた「この神代御系図を小野村の家の守神と謹み敬ひ子孫の八十連属にいたるまで皇大御道をふみ違ふことなく斎きまつり幽世にます大人命の恩頼を辱けなみ偲ひ奉る」ものとしてゐる。このように鑑胤の「神代系図」草稿本は、石井篤任―東将胤―小野村胤信へと遷つたが、それらの扱いは古史研究に資するというよ

りも鑑胤の真筆草稿なるが故に、主としてその御霊として祭祀されてきたといえる。

「古史徴」に付された「神代系図」と、そうした草稿本「神代系図」とは別々に考えるべきであらうか。「神代系図」の成立と流布とともに草稿本の辿つた道をつき詰める時、神々の系図を鑑胤が起した理由は勿論古史の正当性とその系譜の正しさを顕現するものであつたろうが、特に神々の系譜を綴り、そこに神祇信仰の深さと尊さを見出し、それを伝えようとした強い思惟を看出し得まいか。換言すれば、鑑胤の古道学の底辺にある理念を初めから「神代系図」に意図してきたものではなかつたらうか、と考えられる。つまり、折本「神代系図」に鑑胤が述べているように、「世に系図ちふ物数ありて。其ノ本系は違へるにも非ねど。其ノ枝別に至りては紛れたる事少なからず。甚飽ぬ事なりけり。爰に我が父ノ命い。早くより此ノ事を嘆き思ひて。古史成文を撰まれたるに付て。此ノ系図を書き整へ。嚮に神牀に斎き祭るべき料にとて。初めて彫成し清く大く美しく装成して。世に弘めたる」とするものであることで明示されているように、古史研究の所以たる鑑胤の国学思想とを深く結びつけながら、「神代系図」そのものも祭祀するところの二面性をもって成立展開してきた、ということができよう。

註

*1 「気吹舎門人帳」にはみえないが、後に神官となり小野崎通亮の教えを受けたといわれる齋藤部稿なる「神道譜」稿本がある。こうしたものは他にも埋もれていると考えられる。

*2 谷省吾「平田篤胤の著述目録研究と覆刻」(昭和51年皇學館大学出版部)二、大塚平先生著撰目録の翻刻文による。

*3 「古道大意」刊本付録に「伊吹能庵先生著述刻成之書目及巻数」として神代系図 大折本・小折本 各一帖

とあり、「入学問答」刊本付録では「伊吹能庵先生著撰書目録」(天保九年)の記事も同様である。以降はほとんどが折本の神代系図の発行がなされてきたことが知られる。

*4 ここに底本とした「神代系図」の折本の発行年月は不明であるが、料紙や刷字からして明治初期と思われる。明治五年刊行の系図掛軸では「神代御系図」とあり、これまでの間は、度々著述書目に記載されてきた系図の名称としては「御」の字が入っていない。

毎朝神拝詞記の祭神の異同について

― 初版本と改正再版本の比較 ―

辰 守 弘

平田篤胤大人の「毎朝神拝詞記」は、文化八年に選述せられ、文化十三年に初版本が出されている。

その後、何度か増補改訂がなされており、同じ「毎朝神拝詞記」といつてもそこには内容の変化がある。それ故、いつの毎朝神拝詞記をさしているのかということが、論の前提として必要である。

毎朝神拝詞記の初版本は、前述のごとく文化十三年に出版されているが、文政七年には大幅な増訂がなされ（大壺君御一代畧記）参照で、それが文政十二年に改刻出版されている。尚、初版本には毎朝神拝詞とあって、「記」の字は見えないが、玉櫛付録の毎朝神拝詞と区別する意味でも、毎朝神拝詞記と以下呼称する。

この初版本が、発行部数が少なかったためか、長く世に知られなかったのであるが、初版本を渡辺

寛氏が発見紹介した史料公表（『神道史研究』第十九巻第一号）により、初版本と以後の増補改訂本との異同の内容が知られることとなった。

大人在生中に出版せられたのは、初版本と文政十二年に改刻出版された文政十二年本のみである。以後五回出版されている神拝詞記は、大人没後のものであり、内容にも変化があり、そこに大人の考えがどれほど反映されているか、吟味して考察する必要がある。没後の刊行だからといって、大人の考えが反映されてないとも一概にいえないし、反映されていると即断するのも問題である。大人在生中は、今日のように簡単に出版したり、訂正を加えて再版ということが容易でなかったし、たとえ在生中に刊行されたものであっても、その後そこに訂正の考えが生ずるというようなことも当然ありうるからである。大人の特徴とし

て、書換えを積極的に進めているので、後で書換えや訂正をして出された物が、大人の考えに近いと考えるのが至当であろう。一例を言えば、『古史伝』一之巻の中で、古史成文の「（一）古天地未生之時。於天虛空成坐神」の箇所を、「（二）古天地未生之時。於高天原有神」と訂正し、「さきに古史成文を撰べる時に、此處を於天虛空と書たるは、中々に悪かりき。故古史記に依て、今の如く記し改めつ」とある如く、古史成文の「（一）」の箇所は、古史伝で訂正した方を探るべきであろう。ただ、特殊の場合は更に一考を要すると思われる。内書のような特殊に近いもので、しかも門人の目に触れるものの場合、十分大人の考えが記されているかどうかということも吟味しなければならぬと考える。例としては適切さに欠けるかも知れぬが、平田篤胤が「玉たすき縁起」の中で、「実の学する人はいと希にて」「此ま、にては。初学びの徒に甚く害となることもぞ多かる。」「害となるべき事を。悉けづり捨て後に」などという平田大人の考えを記述している。そもそも「玉櫛」には、「神の道の秘事とも云べき事の。うひ学びの徒などには。

容易くいひ頭はすまじき事をもかき綴り。」とあるから、平田大人は容易に出版を許可しなかったのである。そこから推察すると、信仰書のような特殊なものは、そのレベルその域にまで達してない人がそれにふれることにより、かえって誤解したりその人に害を与えてしまふと平田大人は考えていたと思われる。それ故、大人のものがあっても、特殊なものの場合には、十分大人の考えが記されているかどうかということも、頭の片隅にいておく必要があるといえる。

毎朝神拝詞記の異同、とりわけ平田大人没後の神拝詞記の改変については、どの程度大人の考えが反映しているかを十分吟味し、考察していかなければならないであろう。

二

毎朝神拝詞記は、簡条書の神拝詞である。従来、その項目の数の増減、それに伴う神拝の神々につき研究がなされてきているが、対象神たる神々の異同にまで十分論じられていないきらいがある。ここでは、『神道史研究』第十九巻第一号に紹介された、初版本と文政十二年の改正再版本（玉櫛の本文

として採用されている)の神々の異同を中心に比較検討してみた。両者は共に大人在生中の版本であり、そこに大人の神信仰、神観念の変化を見ることが出来ると思うからである。

初版本は、十九の項目箇条書の神拝詞であったのが、改正再版本(増補改訂本)では二五項目となっており、そこに著しい変化があるので、多く論じられてきているが、対応する項目を比較すると、単純に六項目の増補と言えないことがわかる。実際は、一項目が減り、七項目の増で、二五項目となっている。

対応する項目(対応表)

改正再版本	初版本
一 拝竜田風神詞	一
二 拝天日御国詞	二
三 拝月夜見国詞	四
四 拝伊勢両宮詞	三
五 拝吾妻三社詞	六
六 拝出雲大社詞	五
七 拝大和三社詞	
八 拝常陸両社詞	
九 拝伊豆雲見社詞	八
十 拝尾張熱田宮詞	
十一 拝二荒山大神詞	七

十二 拝当国一宮詞	九
十三 拝当所鎮守詞	十
十四 拝家之神棚詞	十二
同所ル豆辞別豆拝牟神等	
十五 爾白須詞六条	
十六 拝祓処神等詞	
十七 拝思慮神等詞	十三
十八 拝大宮壳神詞	十四
十九 拝屋船神詞	十五
廿 拝御歳神詞	十六
廿一 拝龜神等詞	十七
廿二 拝水屋神等詞	十八
廿三 拝守廟神詞	
廿四 拝古学神等詞	
廿五 拝先祖靈屋詞	十九

対応表を見てわかるように、初版本の十九の項目の内、十一番目の

当町の鎮守と斎き奉るの項
此坊平守賜布。大神乃御前平。
慎美敬比。畏美毛遇尔拝美奉留。

が無くなっている。十の項では、当処の鎮守大神として産土大神の項があり、改正再版本でも産土大神の項があるので、そこに包含させたかどうかがどうか。その変化をどう解釈すべきなのであろうか。今後の研究に待たねばならな

い。

改正再版本では、(七、大和三社の三神)(八、常陸両社の二神)(十、尾張熱田宮の神等)(十五、祓処能神等)(十六、塞神三柱)(二十三、厠神等)(二十四、古学神等)の項が増加となっている。その内、十五と十六は、神棚の前での神拝詞の追加である。それに、五の項では、息洲社の岐神が追加されている。ここに、当時の平田篤胤大人の神拝に対する考え方が見てとれる。

以下、対応する項目を比較しながら、祭神名をあげて異同を見ていきたい。(第一)の○○○の条とあれば改正再版本の条をさす

三

第一(一)の竜田風神の条

初版本では「志那都比古神。志那斗弁神乃」となっていたのが、改正再版本では「志那都比古志那都比壳神乃」と祭神名が異なっている。

第二(二)の天つ日の御国に向ひの条では、神拝の神々が大きく異なっている。初版本では、

高天原ル神留坐須。天之御中主大神。高皇産靈大御神。神

皇産靈大御神平始号。八百万乃大神等乃

となっているのが、改正再版本では、

高天原爾神留坐須。天照大御神。皇産靈大神。伊邪那岐大神平始米号。八百万之神等乃

となっている。これはいかに解したらいいのだろうか。「天之御中主大神」と「天照大御神」とでは、全然意味合いが違ってしまう。玉櫛付録の毎朝神拝詞では、真つ先に「天之御中主大神。高皇産靈大神。皇産靈大神」という具合に第一番に出てくるので、天之御中主大神を神拝する必要があるという考えに変わったとは考えにくい。尤も、「毎朝神拝詞記」の注釈本でもある「玉櫛」には、「天ツ日を。大御神の所治食す御国と定給へり。」とあるから、かく訂正したものと考えられる。神拝の順番も、天照大御神が第一番で、皇産靈大神、伊邪那岐大神と変更している。これは、神々出現の順とは大きく異なっている。けれども、天照大御神を別格として考えた場合、天之御中主大神は無くなっているが、その順番には不自然さはない。ここに大人の改正本に対する大きな変化が見てとれるものである。

玉櫛付録の毎朝神拝詞は大人自身
の神拝詞であり、毎朝神拝詞記
は自跋に「此折本に記せる詞ども
は、己に従ひて古道を学ぶ徒の。
朝ごとに何の神々を拝みては善け
む。また其御前に白す詞を。古風
にはいかに白して宜らむと。先問
ふ人に傳へむとて。故鈴屋大人の
神拝式。また己が常に拝み奉る拝
式をも。取合せて記せるなり。」と
あるごとく、己に従ひて古道を学
ぶ徒のためのものである。そこに
大きな違いがあり、祭神も異なっ
ているのであるが、初版本との
祭神の際立った違いは、さらに深
く考察しなければならぬであら
う。

第(三)の月夜見の国に向ひの条
では、

初版本では、

月夜見國爾神留坐須。大御神
等乃大御靈

となつてゐたのが、
改正再版本では、

月予美国爾神留坐須國之底立
大神。伊邪那美大神。月夜見
命乎始米_ミ。其國爾坐須神等
と明確になつてゐる。

第(五)の常陸の国下総国の方に

向ひの条、改正再版本では、

香取宮爾鎮座坐須経津主神。

息洲爾鎮座坐須岐神能御前_ミ

とあり、初版本では、

香取宮爾鎮座坐須。斎主大神
乃大御靈乎。

となつてゐる。前述のごとく、息
洲社の岐神が追加されているので
あるが、香取の祭神も異なつてい
る。

第(六)の出雲大社の条、改正再
版本では、

八雲立出雲國。八穗米杵築宮
爾鎮座坐須。幽冥事知看須大

国主大神。后神須勢理毘売命。

二柱乃御前

となつてゐる。この条は、初版本
の申西の方に向かう項目と対応
し、祭神名が初版本の方が多くな
つてゐる。

八雲立出雲國乃。熊野乃大宮
爾鎮座坐須。櫛御氣野大御神乃

御靈。八百丹杵築宮爾鎮座坐
須。幽事知看須。大国主大神乃

御靈。常世國乃事掌座坐須。
少毘古那大神乃御靈。宇奈堤

乃神奈備爾坐須。積羽八重言
代主大神乃御靈乎。

となつてゐる。再版本の方が、出
雲大社に限定されているので、祭

神も少なくなつてゐる。どうして、
限定することになったか、大人の
考への変化がそこに見てとれる。

第(十四)の家の神棚の条では、
初版本では、

天照皇大御神乃大御靈。神伊
邪那岐。伊邪那美大御神乃大

御靈。豐受大御神乃大御靈。
風神。火神。金神。水神。土

神乃大御靈乎始_ミ。天津神。
国津神。大八嶋國六十余六乃

國々。鳴々爾鎮座坐須。官爾被
知賜布神。官尔被知賜波奴神。

とある。改正再版本では、

伊勢兩宮大神等乎始奉_ミ。天

御神八百万。國御神八百万能
神等。大八嶋之國々鳴々所々

之。大小社々爾鎮座坐須。千五
百万乃神等。其從帝給布百千

万之神等。枝宮枝社之神等。
曾富登神乃

となつてゐる。再版本では「伊邪
那岐、伊邪那美之神」や、五元神

といわれる「風神。火神。金神。
水神。土神。」が姿を消し、曾富登

神が新たに書き加えられてゐる。
「天照皇大御神」から、「伊勢兩宮

大神等」となつてゐるというのが、
主な変化である。

再版本の第(二)の項では、天つ
日に向ひ、「高天原爾神留坐須。天
照大御神。」を遙拝。第(四)の項
では、伊勢の内宮「天照大御神乃大
朝廷」外宮「豐受大御神乃大朝廷」
を遙拝。(大朝廷は、「大御神の朝
廷と言へるなり」と「玉櫛」にあ
る。)そして、第(十四)の家に斎
きまつる項では、「伊勢兩宮大神
等」を拝んでゐる。合計すれば、
三度も天照大御神を拝礼すること
になる。けれども、そこには微妙
な差が存している。ここに平田大
人の神信仰神觀念の特徴がある。

今日でも、伊勢の神宮の遙拝な
どは行われてゐるし、太陽を拝す
る人も見聞する。神棚はもとより
である。してみれば別段不思議で
ないのかも知れないが、本居宣長
翁の「毎朝神式」などを見ても
わかるように、そこには伊勢の兩
宮の遙拝のみであり、高天原の大
御神などは記載されていない。そ
のようなことを考えれば、合計三
度の拝礼とは、平田大人の著しい
特徴であると言える。尤も、多忙
な人は、第十四の詞と第二十五の
詞(先祖靈)、それに氏神と職業の
神を拝めばよいとするものである。
第(十七)の項、再版本では、八

意思兼神に續けて、
亦名太詔戸命。亦名櫛真智命
が追加されている。

第(十八)の項では、祭神名の異
同がある。

初版本では、「大宮売神に白す
詞」と明記され、改行後本文とな
っている。そこには、

天宇受売命。亦名大宮比売神
乃御前。

とあり、再版本では、

天宇受売命。亦名大宮能売神。

亦名宮比神。亦名矢之箭神乃

御前

となっている。初版本では、この
項が一番長く、六行に渡っている
が、再版本は、四行である。大幅
に旧の部分が削除されているのが
特徴である。

第(廿)の項では、初版本では

大年大神。御年大神。阿須波

大神。波比岐大神。亦此乃屋

地乎守賜布大神乃御靈乎

となっていたが、再版本では

大年神。御年神。若年神。阿

須波神。波比岐神。及此乃屋

地乎守賜布神乃御前乎

となっており、若年神が書き加え
られている。

第(廿二)の項では、初版本では

井戸神

が、再版本では

井之神

となっている。

四

以上毎朝神拝詞記の初版本と改
正本との神名の異同を中心に見て
きた。従来、項目の数については
論及されてきてはいたが、その項
目数の変化のみならず、対応する
項目の中でも、神名の異同がある
ことが歴然とした。特に、第二二
の天つ日の御園に向ひの条の、祭
神の異同は著しいと言わねばなら
ない。ただ、第(六)の出雲大社
の条と、初版本の出雲国の条は、
対応すると解釈していいかどうか
は判断の別れるところかも知れな
いが、ここでは対応するとして扱
った。これらの異同を見ただけで
も、大人の神信仰並びに思想の変
化の後が伺われる。

平田大人門弟家の由緒消息(四)

澁谷 鐵五郎

(一) 長瀬静雄長背直清家

長瀬直清は、明治二年(一八六
九)十二月二十八日駕崩大人没後
の門人に名を連ねた。時に、27歳。
長瀬は苗字、静雄は通称、長背は
姓、直清は名乗(実名・諱)。

長瀬家の初代は、頭霧喇耶陸王
(賜名、長背王)と同家系図にあ
る。また姓氏家系大辞典「長背氏」
の項には「高麗鄭半王(朱蒙)の
後と伝えられ……欽明朝、衆を卒
るて投化す。其の背、長かりしが
故に「長背王」と賜ひしと云」と
ある。

つまり高麗王の子孫が日本の欽
明朝(五三二―五七二)に大衆を
統率して投化(帰化)した。その
統率者の背が長かったたので「長背
王」と名付けられた。天平宝字二
年(七五八)淳仁天皇の世)に、
朝廷は七代の子孫広足ら四人に
「長背連」を賜った。これが「長
背」の創始である。以下代数は「○
に数字」で示し、主たる経歴・役

職等を掲出した。

①兼武、長瀬太郎と称した。長
瀬の「苗字」の始まりである。兼
武は、新羅三郎源義光(一〇五五
―一二七七)佐竹氏の元祖)に奉
仕した。長瀬家と佐竹氏の君臣
の間柄は、このとき結ばれた。

②兼春は、佐竹義昌(義光の孫)

に随従し常陸国茨城郡入野村に移

住し、佐竹氏の常陸時代がスター

トした。

③宗重は治承四年(一一八〇)

十一月、金砂城に討死した。平家

討滅の兵を挙げた源頼朝に呼応し

ない佐竹秀義を伐つべく頼朝の差

向けた軍勢を秀義は常陸の金砂山

に拠って拒いだ合戦に、宗重は戦

死したのだ。④宗春は朝頼に降伏

した主君の秀義に従って、頼朝の

奥州平泉征伐に向い手柄を立てた。

⑤光直は慶長七年(一六〇二)

の佐竹氏出羽国替に従い秋田に移

ったのち、大坂の役に従軍した。

知行高百石。⑥直次、仙北郡鶴見

内(中仙町鶴見内)に新田二十石



長瀬勉之助



長瀬節子



長瀬直清

を開発し、知行高併せて百二十石。
 ④宗直、大番組頭。⑤直綱、側小
 姓・小姓筆頭。⑥直達、大小姓組
 頭・大番組頭・大目付・江戸留守
 居（江戸藩邸勤務）・本方（後の勘
 定奉行）奉行（兼）能代奉行、漢字
 に通曉した。⑦直紀、詩を能くし
 た。⑧直寛、世子（佐竹義敦）の
 刀番・用人・奉行上席。⑨直好、
 物頭・刀番・納戸役・貞明院（藩
 主佐竹義敦の室）の老（側付衆の
 長）・膳番。⑩直福、旗組物頭、書
 画を能くした。
 ⑪直温、副役・安政二年（一八
 五五）七月箱館に財用奉行を似て
 勤仕（幕命による秋田藩の蝦夷地
 警備出兵）・同四年九月留守居評
 定奉行助力・文久三年（一八六三）
 三月勘定奉行（兼）銅山奉行・慶応
 四年（一八六八）九月八日明治改

元）正月支封（宅岐守家二万石）
 執政代・勘定奉行（兼）陣場奉行・
 用人・明治元年十月岩崎藩主（宅
 岐守家）義理附人・同二年八月義
 理傳（補佐）同三年五月岩崎藩大
 参事・同五年正月致仕（退職）・同
 六年五月没53歳。詩・書を能くし
 た通士。明治二年六月の版籍奉還
 における知行高は、二七五石余で
 あった。
 ⑫直清、冒頭に掲げた篤胤没後
 の門人。明治元年二月副役格・同
 年十月公用人・同三年九月卒族常
 備五番小隊長・同七年十月第五大
 区七小区（仙北郡最南端）副区長
 （兼）学区取締・同九年六月秋田県
 出仕・同十四年巡幸行在所事務・
 同二十二年山本都書記・同十一月
 由利郡書記・転じて佐竹候爵家
 扶・四十八銀行監査役。大正五年
 一月没、74歳。学識あり、書に巧
 みであった。妻の貞（サテ）は藩
 士、小野崎民治通忠長女、昭和五
 年二月没。直清の後嗣は女節子
 に、入婿した勉之助。

⑬勉之助は、明治十三年七月二
 十日鹿渡。（山本郡琴丘町）の旧家
 （代々「勘右衛門」を襲名した）、
 近藤賢治の二男に生れた。鉾山金
 社の事務社員であったが、流行性
 感冒に罹り38歳で亡くなった。節
 子（明治17・12・26生）は、昭和
 四十一年二月二十五日、82歳で遠
 逝した。

⑭直諒は、明治二十三年十月八
 日生。東京美術学校を卒業し、東
 京宝塚劇場舞台装置部に就任し
 たのを皮切りに、没年（昭和56・
 11・3）72歳）まで、舞台美術家
 として博した名声は人ぞ知るとこ
 ろである。

直諒の妻イソさんは、西毛内（雄
 勝郡羽後町）の富豪柴田政太郎の
 女。柴田家は、西馬音内町税の半
 分以上を納めたという雄勝郡内屈
 指の大地主（所有農地約三百町歩）
 であった。代々、卓越した人材が
 輩出している。政太郎の祖父養助
 （太助）は、産をなした県会議員。
 父養助（善太郎）は三十年間、西
 馬音内町長を続けた人で稲作・養
 蚕・畜産改良に尽くした功績は極
 めて大きい。昭和十四年六月、77
 歳で冥界に旅した。

養助（善太郎）の長男が政太郎
 で、明治十七年十一月生。県会議

員にも列したが、第一級の通敏・
 洞曉の人であった。それは刀匠
 （果）・俳人（紫陽花）・謡曲（喜
 多流）・大鼓・鼓・書（宗の黄山
 谷）・篆刻（果）・柔道（三段）・剣
 道（四段）・発明（箸製造機の特許）
 と、範囲は広汎にわたった（カッ
 コ内は、雅号・段級・流派等）。箸
 製造機は、工場をつくり製品を全
 国に売り出した。刀工は「国士号」
 を許され、帝展に出品した短刀が
 二位に入選した。昭和二十八年三
 月、70歳で瞑目した。こうした天
 才は、未曾有であろう。

政太郎の嗣子清太郎は、父の特
 技であった作刀に四十余年にわた
 り打ち込んだ。昭和五十三年三月
 没、72歳。その妹がイソさん、大
 正六年生。

清太郎の嗣子国吉氏は、昭和十
 七年生。父に就いて作刀を習い父
 の死後、本荘市の鈴木国慶師に弟
 子入りし、本格的な刀工の修練を
 つんだ人。また大学で畜産学研究
 科を卒業し印度へ、畜産技術指導
 で派遣された技術者。

直諒の長男⑮直樹氏は、昭和二
 十一年生。機械デザイナーとして
 東京で活躍している。妻の万里さ
 んは横手の名家、平田家に生れた。
 長瀬家は現在、東京に在るが代

代々の婚姻は、今もって秋田と縁が結んでいる。

(二) 竹貫専蔵平重敦家

慶応三年（一八六七）十一月五

日竹貫専蔵重敦は、篤胤没後の門人に名を連ねた。ときに、28歳。

廃藩前後における竹貫家の家系の一部は、明治六年の「士族卒明細短冊」に、次のようにある（要旨）。

元秋田藩 元高七拾四石式斗八

升

曾祖父竹貫嘉右衛門 亡 非役

承祖父竹貫吉蔵 亡 郡方見廻

役相勤申候

士族父竹貫織之助 明治六年

三十七歳

この記録を見る限りでは織之助

吉蔵（前出）

重光

妻信太氏

織之助（前出）
長男

重敦 専蔵
平田篤胤没後の門人

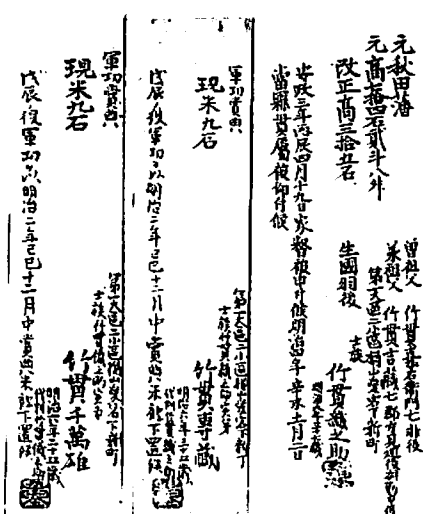
三郎 赤報隊士

千萬雄 四男

西南役に戦死

蔵三郎

士族卒明細短冊



は祖父の家督を継承したことになる。このあとについては、竹貫家の墓誌（秋田市全良寺）によって、左のように続く。

長男織之助（前出）は、天保八年（一八三七）生。安政三年（一八五七）四月十九日家督相続（11歳）この年月には、父重光は亡き人であろう。二男の専蔵重敦の篤胤門人については、冒頭に述べた。戊辰の役には有志隊（隊長佐藤日向、九十余人編成）戦士となり由利海岸を進み庄内領国境「三崎」に向い、勇戦敢闘した。三男の三郎は「赤報隊」に入り監察に昇進し、隊長相楽総三の片腕となった。

赤報隊の前身は、江戸薩摩藩邸を根拠とした草莽集団「糾合方」であった。隊長相楽総三の名は変名で、本名小島四郎将満。糾合方は西郷隆盛の密命を受け江戸の治安を撓乱したため薩摩藩邸は、幕軍に焼討され糾合方は壊滅し海路京都に逃れ、このあとの慶応四年正月、鳥羽・伏見（京都）において勃発した「戊辰の役」による東征軍の先鋒隊に転身する。またもや西側の策により相楽は東征軍の先鋒隊を命ぜられ、隊名を「赤報隊」とした。

赤報隊の任務は関東に向けての

道中、年貢半減という大減税をスローガンとし、京都新政府に民心の引き付け工作を至上とし無一物・無一文をもって東山道を江戸に向け進み、行路「年貢半減」の新政策を唱え資金調達と武器・食糧を徴発東下し、民心帰服の成果をあげた。

しかし新政府の財政は、もともとと火の車。年貢半減どころか倍増しても足りない。そこで年貢半減の公約を反古にする策略をめぐらし「赤報隊は偽官軍だ、官軍を詐称し年貢半減を触れ回った」と濡れ衣を着せ、全員を捕え慶応四年三月三日信濃国（長野県）下諏訪で隊長相楽・幹部七人、計八名を斬首し他を追放した。竹貫三郎は幹部（監察）で、時に24歳。菊地竹貫齊・栃内蔵四郎・菊地齊などの変名を用いた。

明治三年赤報隊の生き残り、伊奈県（後の長野県南部）大参事落合源一郎は、処刑の地に「魁塚」という名の石碑を建て八名の名を刻んだ。昭和三年（一九二八）政府は相楽に正五位を追贈し、偽官軍の汚名を雪いだ。

四男の千萬雄は、戊辰の役に従軍し軍功賞典禄九石を与えられた。明治九年警視庁四等巡査とな

り、翌十年の西南戦争に警官隊四番小隊に属し出征、三月二十四日熊本城下に奮戦し29歳で戦死した。

二男の専蔵重敦は、本稿のヒーロー。戊辰の役に出陣し、軍功賞典禄九石賞賜された。ところが、このあとの消息は長兄織之助ともども不明である。明治六年の「士族卒明細短冊」には、織之助・専蔵・千萬雄、三人の分が見られるが、専蔵・千萬雄の分は、織之助の代判によって秋田県（庁）に差出している。したがって明治六年には、専蔵・千萬雄は秋田県内に居住していないようだ。殊に千萬雄の場合は、明治九年に警視庁の巡查となり、愛知県大原氏の女を娶り一子をもうけている。明治六年以前に、秋田県内を出たものであろう。千萬雄の墓碑には、西南役戦死後の遺族について、次のようにある（要旨）。

……官、其の功を賞し、金若干を妻子に賜う。君は愛知県土族熱田宮神職大原某の女を娶り一子を生む、曰く蔵三郎、時に四歳。君没するに及び大原氏、遺命を奉じ貞節を守り遠き秋田に来る。時に廿九……

竹貫家の墓碑ならびに過去帳は、千萬雄以降からという。前述したように明治六年現在の秋田在住者は、織之助のみ。しかし現在は千萬雄以降となれば、織之助も何れかに転住したようである。竹貫家の現在に至る経緯をつかむ手掛りは、千萬雄の一子蔵三郎の墓誌に、次のように刻んである（要旨）。

……日露戦役の際、後備第八旅団に従い出征せり。明治三十八年一月二十七日の黒溝台激戦に負傷し各病院を転じ弘前衛戍病院に入院、全快退院し帰郷するも外傷性気管支炎に罹り、同年十月三日秋田衛戍病院へ入院し治療を受けるも効なく、同三十九年六月三日「頭部貫通銃創」が原因にて病死す、享年三十有一とある。

同墓碑に「明治三十六年七月十日、蔵三郎母53歳」「蔵三郎妻スノ、昭和六年二月十五日55歳」と側面にある。蔵三郎母は前記父千萬雄の妻大原氏とみられる。

蔵三郎には、三男一女の子女があった。長男重勝、家督相続、明治三十年一月生。秋田地方裁判所に奉職し、事務局長に昇進した。

俳句を能くし、静山と号した。昭和五十五年十二月二十三日、84歳で逝去した。妻の鉦子さんは熊谷氏、明治三十七年一月生。夫君同様俳句に通曉し、俳号せき女。多くの俳句協会や会の代表・客友などの上席に就かれ、また秋田魁新報読者文芸選者（俳句）に招かれた。多くの句集を刊行し、文化団体・芸術文化などの章（賞）を受けた。

重勝には三男二女の子女があり、二男の稔也夫妻は、教職員。稔也は秋田工業高校に奉職、昭和四十四年八月42歳で早世した。妻の志津子さんは秋大卒、長く教職を勤めた。稔也の妹幸子（二女）さんは、手塚氏妻。書道（師範）と俳句を能くす。その弟茂也（三男）は明治維新史の研究家で、また俳句に通じた。平成五年四月三十日、58歳で逝った。

志津子さんには三人の男子があり、何れも最高の高第教育を受け、実社会に活躍しておられる。すなわち長男伸也氏は㈱トーケムプロダック・フッ素化成品事業部製造第二部基礎化学品課長代理（旧東北肥料）。次男の知也氏は㈱島田屋本店情報システム部（東京都）。三男の秀也氏は、松原印刷社に勤務

しておられる。

（三）土崎宗直・宗治父子家

土崎家代々の古い霊位は、二枚の板に墨書されており、中央に「藤原朝臣阿部宗任之霊」と誌し、その左右・裏面にかけて数多くの霊位が列記されており、これによって土崎家の始祖は阿部（安倍）宗任（貞任の弟）とみられる。

諸書によれば宗任は「前九年の役」終末の康平五年（一〇六二）九月、厨川に貞任滅亡のとき源義家に降伏し京都に連れられ伊予（愛媛県）に流されたが、のち大宰府（福岡県）に移されたともいう。また源義家の従者となり近仕したともいう（河出日本歴史大辞典）。宗任は後に比叡山で修験者となり、晩年近江（滋賀県）の日枝（日吉）神社と岩清水八幡を勧請し、外旭川笹岡（秋田市）に日吉山延命寺無量寿院を建立したが、今日の八幡日吉八幡神社の草創と伝えられる（日吉八幡神社由来）。別説には男鹿の本山赤神神社の神霊と仏法を分ち、男鹿台島村中山（男鹿市船川港台島）に日吉山延命寺無量寿院を建立し、赤神神社の別当寺永禪院（本山）の支配下にあった。神を日吉（日枝）、

仏を山王権現、別名・山王八幡。別当寺を延命寺無量寿院と称した。これが後に、笹岡に移ったという(南秋田郡史)。

各記録(土崎家霊位記・同墓誌銘、伊頭園茶話、羽陰温故誌等)を綜合するに土崎家初代の安倍(阿部)宗近(宗通とある書もある)は、鎌倉末期の元享七年(一一三二)笹岡に八幡神社を勧清開基した。

足利四代將軍義持の代、応永二年(一一九五)土崎家二代、三代のとき新城五十丁に移遷した。この年、湊安東氏の祖鹿季、秋田に討入り秋田城介顯任を討ったと伝えられる。五代宗高の代、天正十七年(一五八九)九月湊城主安東実季によって飯島の単田に遷祀し、山王社と称し神領二百九三斗余を寄進した。

文禄三年(一五九五)実季は神輿二基を京都から購得し、単田から穀丁に向けて渡御した。これが土崎湊における統前の初めという。慶長十五年(一六一〇)八月十六日、百六歳で宗高は神去した。この代に安倍(阿部)を改め、土崎氏を称したようだ。ということ佐竹義宣が常陸から秋田に国替のとき、佐竹家の氏神「正八幡宮」

を土崎神父(日吉神社の神主、土崎森町住)方に仮安置し、慶長九年八月久保田城の概成により新城に移った。この当時、日吉神社の神主は、土崎神父と呼ばれ「土崎」の称号を用いていた。

六代宗定の代、慶長二十年(一六〇四)七月十三日元和改元四月、佐竹義宣によって日吉神社は八幡孤森(現・八橋運動公園)に遷座され、同時に土崎神父(神主)は土崎から久保田米町に移り、久保田城下外町(商家)の鎮守とし商家に崇敬された。

七代宗次の代、寛永十九年(一六四二)雄物川の氾濫により、社殿の大半が破損し孤森から現在地に移し、藩主は神領四十石寄進した。八代神父伯耆守宗久は延宝六年(一六七八)久保田米町より現在地へ神勤するに遠隔で神事に差障りがあると社地への転居を其筋に願って、転居した。

九代正六位雅楽守宗治、享保六年(一七二二)十一月十三日逝去。十代大隅寺宗定、十一代大隅守宗貞、十二代安芸守室登の代、久保田の大火により明和七年(一七七〇)社殿全焼した。再建は藩の財政難によって安永七年(一七七八)拝殿を、寛政九年(一七九七)本

殿の建築をみた。十三代安芸守宗古、文化二年(一八〇五)九月十日死去。

十四代千里介大隅寺宗直・十五代鉄弥宗治の父子は、本稿のヒーロー。宗直は、寛永六年(一七二九)生。文政二年(一八一九)九月十四日(26歳)。大友直枝に入門し和学(国学)を収めた。31歳の文政七年(一八二四)秋に、神社殿内に本居宣長の木像が安置された。この木像造立経緯については「菅江真澄と秋田」所収「一冊の奉加帳をめぐる」に詳述されている。その要旨は、こうだ。

木像造立資金は、奉加帳をもって淨財を募た。奉加帳は巻頭に木造製作安置の趣意を誌し、来る「九月廿九日の忌日まで造立したい」とある。發起人は、土崎宗直、鎌田正家、鳥屋長秋の三者を誌し、文政七年甲申八月の年月で結んである。

發起人の鎌田正家は、大友直枝(保呂羽山波字志別神社)平鹿郡大森町八沢木一の神主、平田篤胤



土崎宗直の墓

生前の秋田門人第一番の入門者、略伝は本誌「研究所報」第七号に掲げてある)に入門し国学を収め、さらに本居大平(宣長養子)門下となった和学者、寺内古四王神社の撰社「田村堂」の神主。鳥屋長秋は、本居大平門下の和学者、藩の飛脚方御用を勤め「秋田藩校明德館和学方」創設における取立係大友直枝を補佐し、和学の講義にあたった。

木像は、予定どおり造立になった。彫刻者、久保田鉄砲町内海貞蔵房義。安置した木像に鳥屋長秋の奉った祭文によって、祭礼が行なわれた。この木像造立に菅江真澄(紀行文作家、藩の委嘱を受け秋田藩の地誌作成を没年まで続けた)の側面からあたえた助力は大きいといわれる。このとき宣長逝去し(享和元年一八〇一)九月二十九日没、72歳)二十四年の星霜を経ていた。宣長の国学を学んだ平田学派は、崇敬する「宣長と、その国学」を不朽とすべく、その尊像を刻み神として祀った。

宗直は、さらに天保十二年(一八四一)五月十五日平田篤胤に入門し国学に一層の磨きをかけた。時に48歳。この年の正月元日篤胤は江戸追放となり、四月五日秋田

に到着した。宗直は直門であったが、入門六ヶ月後の十一月十四日に逝去した。三枝園、また本月庵と号した。

十五代鉄弥宗治、天保十五年（一八四四）十二月二日弘化改元）三月二十三日、篤胤門下に列した。篤胤没して六ヶ月の「没後の門人」である。安政五年（一八五八）、宗治死去。十六代千里介宗春、元治元年（一八六四）九月二十九日卒。宗春妻小西氏女イワは、明治二十三年一時的に家督相続する。十七代宗胤、明治二十三年十一月八日38歳で早世。宗胤の死去によって、十六代宗春の妻イワが家督を相続した。

十八代宗義は、斉藤正義の二男。明治二十四年三月二十三日、イワの養子となり入籍し同日家督相続した。ときに宗義、17歳。

イワは天保七年（一八三六）生。夫宗春の死去時29歳、長男宗胤の死亡時55歳。

宗胤は嘉永六年（一八五三）生、佐竹領秋田の地を戦場化した戊辰の役（一八六八）の年には16歳



陸軍歩兵特務曹長
土崎宗義の肖像画

の少年であった。家主早世の続く土崎家の脆弱期をイワは繋ぎとめ、明治二十九年四月十八日、浮沈の生涯61年を閉じた。

明治二十六年七月二十六日、宗義は十七代宗胤の長女サダ（明治10・3・6生）と結婚した。宗義19、サダ17歳であった。宗義の生家斉藤家は、神職の家であったが、宗義の実父正義は一家を挙げて山形県酒田（市）に移り、酒田の皇大神宮の宮司に就任した。このあと斉藤家は、台湾に移住した。

台湾および澎湖島は、日清戦争によって明治二十八年六月二日、日本の植民地となり、日本は台湾の治府に「台湾総督府」・行政の最高長官に「台湾総督」を台北に置き、行政の重要な措置として「台湾神社」を創設した。台湾における斉藤家の模様は、斉藤文子さんの書信によって、次のように知れる。

姑（文子さんの夫、邦義の母）の追想談に「正義は台湾神社の初代宮司に招聘され、台湾に渡った。台湾総督乃木希典將軍と高誼をかたじけなくし、邦義は乃木閣下の膝下に何度も抱かれた」と。

正義の孫女、安喜子の夫柴田恵也氏の御教示によれば、斉藤家の神職は正義の長男敬義までのよう、敬義の嗣子邦義は台湾の警察官を奉職した。正義の二男は、土崎家の養嗣子。三男英献は父兄と共に台湾に渡り、灯台に勤務し各地を転動した。英献の長男信義は軍医大佐、二男邦義は伯父敬義の後嗣となり斉藤本家を継承した。二女安喜子は柴田氏の妻。昭和二十年の昭和戦争の終結によって斉藤家一族は内地に引揚げた。邦義は妻の故郷、熊本県荒尾市に居住した。昭和五十三年死去し、一子雅義早世し、今は邦義の妻文子さんのみ。文子さんは「斉藤本家は、私で断絶になる」という。文子さんの生家は、代々熊本藩士であったという。

土崎家十八代宗義は斉藤家の台湾移住と行を共にしたようだ。宗義の職業等については、軍歴以外の資料は見当たらない。

明治二十八年、満20歳の宗義は

現役兵に徴集され入営したようだ。ときあたかも日清戦争の講和条約調印後とはいえ、翌二十九年に台湾土民の鎮圧出兵などがあり、戦時色は払拭されていない。こうした時代背景によってか、宗義は下士官に転じ、軍人をもって職としたもののようである。

明治三十七年二月十日、日露戦争勃発。宗義は秋田歩兵第十七聯隊に所属し、満州に出征した。翌三十八年三月一日の月堡子攻撃に、敵銃砲火によって我が最前線は混乱し攻撃目標を失い、遼友中隊との連繫が絶えがちとなった。こうした混乱状態では到底突撃の戦果は期し難いと、第二大隊長は心痛ひとかたでない。大隊長の心痛をみた本部付きの土崎曹長は弾雨の危険をおかし最前線をかけめぐり第一線中隊に、的確な攻撃目標を伝達し月堡子への突入を可能ならしめた。この功績を偉大とした第二軍司令官は、感状を授与した。

その感状は、写真のように破散している。土崎家は台湾に在ったが、代々の古文書類は八橋の某家に保管を依頼してあったが、その保管場所が雨漏りし多くの文書が破損したという。そのため古代か



土崎宗義	土崎宗義大妻
「征露記念明治37年8月 撮之」と写真裏に墨書し てある。	「明治37年2月15日 征 露ノ為澎湖島ニ於テ決別 ノ節ニ写ス」と写真裏に 墨書してある。



年	月	日	階級	事	項	記事
明治8・2・16	同	同日	陸軍歩兵二等兵	土崎イワ養子入籍、同日家督相続	出生	年齢は数え年
24・3・23	同	同日	陸軍歩兵一等卒	土崎サタ(17歳)と結婚		
28・26・7・26	同	同日	陸軍歩兵上等兵	徴兵入營(満年齢20歳)	進級	推測
33・31・7・12・31・8	同	同日	陸軍歩兵二等軍曹	同(後の伍長)		" "
31	同	同日	陸軍歩兵軍曹	台湾守備ノ戦功ニ依リ勲八等瑞宝章及金五拾円ヲ授ケ賜フ		
38・3・20	同	同日	陸軍歩兵曹長	明治三十七八年の役による戦功に感状を授與さる		
39・4・12	同	同日	陸軍歩兵特務曹長	進級(後の准尉)		
39・4・1	同	同日		明治三十七八年役従軍記章を授與さる		
42・5・31	同	同日	死去	明治三十七八年戦役ノ功ニ依リ功六級金鵄勳章並二年金式百円及勲七等青色桐葉章ヲ授ケ賜ウ		

[illegible]

陸軍部軍費五萬兩
參謀部軍費五萬兩
第八等師費五萬兩
金五拾兩
明倫彙編
其後...

破散した感状

臺灣澎湖崑崙馬官城外
安泰病院
土將金治殿
軍使
POSTALE
土將金治殿
軍使

[illegible]

らの旧家である土崎家に、古文書がほとんど保存されていない。

なお感状は明治四十二年三月、寺内古四王神社宮司大山重幸の筆によつて謹書された。大山重華は秋田藩士にして、勤王の志士。五嶽と号し、書画に通曉した。

明治四十二年五月三十一日、宗義は35歳で逝つた。日露の勇士が35歳という早世は戦場で蒙つた「右大腿上部貫通銃創」の弾片が受傷部に残り、それが後に移動し

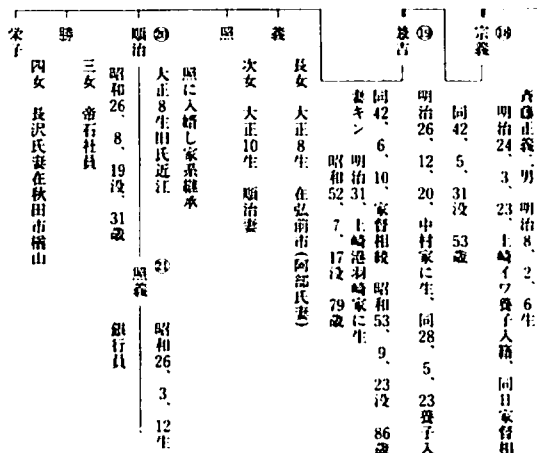
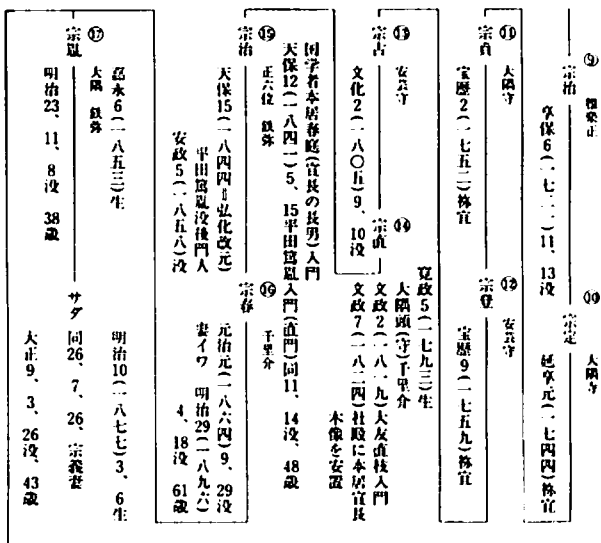
苦痛を極め死の原因を導いたと伝えられる。

宗義夫妻に後嗣なく、兼吉を養子とした。十九代を継承した兼吉は明治二十六年中村家に生れ同二十八年、数えの三歳で宗義夫妻の嗣子となつた。兼吉は、どうしたことから「金治」と通称された。金治は宗義の死後（17歳ころ）秋田に戻り陸軍に志願し朝鮮警備につき、除隊後、日本石油に就職し秋田・樺太の地に勤務した。昭和五

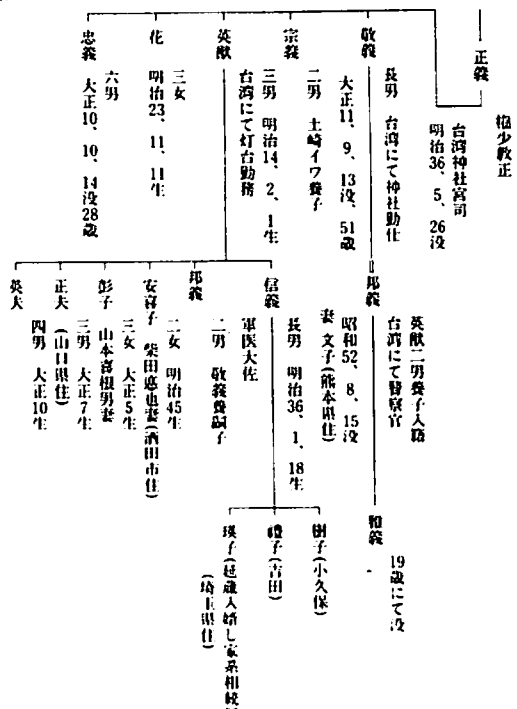
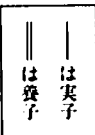
十三年九月二十三日没、86歳。妻のキンは、土崎の羽崎家に生れた。昭和五十二年七月十一日死去、79歳。金治の子女は、長子義・次女照・三女勝・四女栄子の女子四人さん。家系は次女の照さんが継承した。照さんの夫、二十代順治氏は近江氏、国鉄職員であった。照さんに入婿したが、昭和二十六年

八月十九日、31歳で死去した。旧軍当時に病んだ腎臓炎が慢性化していたが、その再発が早世につながった。照さんの一子照義氏、二十一代を継承、昭和二十六年生。中堅の銀行員（北都銀行）として、活動の中にある。

（本所研究調査員）



▲土崎家略系



齊藤家略系

吉野千代次

平田篤胤は国学を究め、また国学と一体である神道についても独自の道を切り開いた。

當時神道界では、白川、吉田両家がそれぞれ独自の考え方をし、互に対立していたが篤胤は両家神道を統一し、平田神道(復古神道)としての道を確立した。これが王政復古の原動力として発展したことは世人の認めるところである。そのため平田篤胤を慕つて集まつた門人は、慶応三年まで二三〇〇人に及んだという。この中、秋田県関係者は二六五人で残りは全国から集まつたのである。(門人帳については「伊吹含門人帳」が残っており、その中に武雄出身として肥前国杵島郡武雄村武雄大神宮祝部小池沢亀の氏名がある)今、平

寺にあるが、立派な墓石が建つており法名塔には天保年間からのものが記入してあった。

寺院内の位牌堂に飾られている位牌も立派なものであった。

また、小池家から武雄神社に荒神さんの石祠、石灯籠等一式が建設寄進されている。

※荒神さんは二の鳥居の次の石段を登りきった所から右前方の丘の上に建っている。

(3) 小池沢亀は大正四年十二月十八日、数え年七十一才で歿され

※荒神さんは二の鳥居の次の石段を登りきった所から右前方の丘の上に建っている。

(3) 小池沢亀は大正四年十二月十八日、数え年七十一才で歿されている。

(4) 小池家の現当主は東京都田
区西蒲田一―十三―十六 小池
庫太氏である。

幕末期から明治期の武雄の先人は、向学心が強く、進取の気象に燃えていた。(この外日田の広瀬塾「咸宜園」や筑前の南寛塾で勉強した人もいる。)このような先人に敬意を表すると共に、この先人を模範として頑張りたいものである。

* 本稿は原題「歴史に見た武雄市と秋田市の関係」として『湯か里』第47号（平成6年3月・武雄歴史研究会）所収の抜粋である。

篤胤は玄学研究に伴いたまたま禁厭も積極的に取り入れている。

自らも加持祈禱をしたことが、「平田日記」にしばしばみえている。

この研究では「密法修事部類」にもあるように、招福・攘災・医療・破魔などを求めることを肯定してきた。修法を取り入れることによって、古道学をも鮮明にし、神道の神々にも祈禱の呪文を捧げようというのであった。そうした篤胤の禁厭法は、門人や極特定の人々に所謂秘伝として具体的に伝授をしている。

ここにみられるものは、秋田市川尻総社神社の神主川尻國豊に伝授したという「庖瘡」の禁厭法で、これを板木にして刷り、広く一般にも敷行させたものであろう。国豊は気吹舎門人でもある。(齊藤瀧鳳)

[illegible]

研究所記事

■研究所動向

- *05・04・08 日本放送協会(NHK)芸能文化部上田和子氏篤胤関係取材所
- *05・04・17・18 NHK上田和子氏篤胤関係資料撮影収録来所・法政大学川村湊氏同
- *05・05・01 研究所報第七号/平田篤胤大人関係遺跡地図改訂版発行
- *05・05・06 NHK「日本をつくった日本人」平田篤胤特集放送
- *05・08・10 第二〇回研究調査委員会・彌高神社斎館
- *05・11・01 平田篤胤大人百五十年式年祭・彌高神社/研究所報第八号(二五〇年式年記念特集)/一五〇年記念平田篤胤関係図集発行
- *05・12・06 平田篤胤大人百五十年祭・於東京神田神社・北島昭所長参列
- *06・01・30 一五〇年記念図集解説改訂版発行
- *06・03・11 第二回研究調査委員会・彌高神社斎館
- *06・05・01 平田篤胤大人百五十年式年記念講演会「新しき古へ」講師米田勝安氏・彌高神社斎館
- *06・07・12 日ノ本学園短期大学桂島宣弘氏・立命館大学見城悌治氏

資料調査来所

- *06・08・11 第二回研究調査委員会・彌高神社斎館
- *06・09・02 大倉精神文化研究所鎌田純一所長他一六名来所
- *06・10・04 羽後町佐藤信淵大人関係遺跡巡見旅行会・彌高神社敬神婦人会主催
- *07・03・02 第三回研究調査委員会・彌高神社斎館
- *07・05・02 彌高叢書第六輯刊行

■研究活動

- *齊藤壽胤稿「歌われたる平田篤胤」渋谷鐵五郎稿「平田大人門弟家の消息(2)」・05・05・01研究所報第七号所収
- *齊藤壽胤講話「佐藤信淵大人の鉤山学論」・05・05・02彌高神社例祭・彌高神社斎館直会殿
- *北島昭講話「彌高神社の御祭神について」・05・06・05秋田東中学校郷土学習・彌高神社斎館
- *齊藤壽胤出演「日本をつくった日本人」平田篤胤」・05・05・06NHK教育TVスペシャル
- *齊藤壽胤講演「佐藤信淵―時代を先取りした経世家―」・05・06・27羽後町西馬音内商店会主催信淵フェア・羽後町コミュニティセンター
- *齊藤壽胤講話「佐藤信淵大人の理論構築と現実性」・05・08・02佐藤

信淵大人生誕祭・彌高神社斎館直会殿

- *佐々木榮孝講話「平田篤胤大人について」・05・08・24平田篤胤大人生誕墓前祭・大沢公民館
- *齊藤壽胤/佐々木榮孝/中田好彦編著「平田篤胤大人一五〇年祭記念図集」・05・11・01彌高神社刊
- *齊藤壽胤稿「平田篤胤の神性―祭神に祀られて―」渋谷鐵五郎稿「平田大人門弟家の消息(3)」熊谷義一稿「平田大人と六郷熊谷家とのふれあい」齊藤壽胤稿「篤胤大人の肖像」・05・11・01研究所報第八号所収
- *齊藤壽胤稿「平田篤胤の式内社観」・06・02・20式内社のしおり第52・53合併号・財式内社顕彰会発行
- *齊藤壽胤講話「平田篤胤の書簡から」・06・05・02彌高神社例祭・彌高神社斎館直会殿
- *齊藤壽胤講話「近世の偉人―平田篤胤・佐藤信淵①―」・06・04・13グレートアカデミー講座・サンウツド能代
- *齊藤壽胤講話「近世の偉人―平田篤胤・佐藤信淵②―」・06・04・20グレートアカデミー講座・サンウツド能代
- *齊藤壽胤講話「近世の偉人―平田篤胤・佐藤信淵③―」・06・08・03

グレートアカデミー講座・鹿角市中央公民館

- *渋谷鐵五郎講話「平田篤胤と門人」・06・08・24平田篤胤大人生誕墓前祭・大沢公民館
- *齊藤壽胤講話「近世の偉人―平田篤胤・佐藤信淵④―」・06・08・24グレートアカデミー講座・鹿角市中央公民館
- *齊藤壽胤講話「近世の偉人―平田篤胤・佐藤信淵⑤―」・06・09・07グレートアカデミー講座・鹿角市中央公民館
- *渋谷鐵五郎/佐々木榮孝解説「羽後町佐藤信淵大人関係遺跡巡見」・06・10・04彌高神社敬神婦人会・羽後町西馬音内他
- *川越重昌著「考証佐藤信淵津山藩江戸屋敷―殺気燃える猛士三十八人の決起―」・07・05・01彌高叢書第六輯

■資料貸借

- *羽後町歴史民俗資料館「佐藤信淵ゆかり展」(05・08・10・08・18)資料貸出
- *秋田市立佐竹資料館「秋田藩文人書画展」(06・06・04・07・24)資料貸出
- *羽後町歴史民俗資料館「佐藤信淵の学問展」(07・05・02・07・23)資料貸出